

日経  
MOOK

2013年版

# よくわかる 相続

基本ルールから  
対策まで  
これ1冊にぎゅぎゅっと凝縮

慌てない、モメない、損をしない!  
相続手続きと遺産分割…etc

## 相続税の現状と 今後の ゆくえは?

税理士が教える  
相続・生前対策の心がまえ  
**不動産 保険**  
の活用法

オーナー経営者必読  
事業承継のポイント

頼れる専門家による解説  
税務・相続のコンサルティング

ケーススタディ  
よくある悩みと  
相続トラブル!

## 4 自宅以外に不動産があれば、その評価額も必ずチェック

自宅のほかに土地や建物を持っている人、賃貸物件などを保有する人は、それらの評価額も確認しておかないと、相続時には慌てることもある。

居住用とは別に上地や建物、農地や山林などの土地を持つ人も、それぞれ相続税独自の評価の仕方があります。その評価額の出し方を確認しておきましょう。

### 賃家や貸地は、一定割合を差し引いて評価する

人に貸している賃家やアパートなども、建物部分はその家の固定資産税評価額をもとに相続時の評価額を算出します。たとえば、賃貸用の家屋は借りている人に借家権があるため、その権利を評価額から差し引くことができます。借家権は通常30%なので、賃家の評価額は固定資産評価額の70%になります。

人に貸している土地も同じ考え方で、自用地の評価額から借地権割合を差し引いて評価額を求めます。借地権割合は、40ページで説明したように地域によって

異なるため、路線価図などで調べます。

所有する土地に、アパートやマンションを建てて人に貸している場合は、その土地は「賃家建付地」になります。賃家建付地は、土地そのものを貸しているわけではありませんが、建物に第三者が住んでいることで所有者の利用が制限されるため、借地権割合に借家権割合をかけた金額を、自用地の評価額から差し引けます。都市部住宅地に賃貸住宅を建てるとき、その土地の評価額は、更地にしておくよりも2割から3割ほど、評価額が低くなるのが一般的です。

いるわけではありませんが、建物に第三者が住んでいることで所有者の利用が制限されるため、借地権割合に借家権割合をかけた金額を、自用地の評価額から差し引けます。都市部住宅地に賃貸住宅を

建てるとき、その土地の評価額は、更地にしておくよりも2割から3割ほど、評価額が低くなるのが一般的です。

異なるため、路線価図などで調べます。

所有する土地に、アパートやマンションを建てて人に貸している場合は、その土地は「賃家建付地」になります。賃家建付地は、土地そのものを貸しているわけではありませんが、建物に第三者が住んでいることで所有者の利用が制限されるため、借地権割合に借家権割合をかけた金額を、自用地の評価額から差し引けます。都市部住宅地に賃貸住宅を

建てるとき、その土地の評価額は、更地にしておくよりも2割から3割ほど、評価額が低くなるのが一般的です。

農地は、左図のように4つに区分されています。この区分の略称と、固定資産税評価額にかける倍率が、前出の倍率表に記載されています。この区分の略称と、固定資産税評価額にかける倍率が、前出の倍率表に記載されています。

農地の評価額は、国税庁が公表している「評価倍率表」の「田」「畑」の欄で、謂ふことができます。

農地の評価額は、国税庁が公表している「評価倍率表」の「田」「畑」の欄で、謂ふことができます。

農地は、左図のように4つに区分されています。この区分の略称と、固定資産税評価額にかける倍率が、前出の倍率表に記載されています。

農地の評価額は、国税庁が公表している「評価倍率表」の「田」「畑」の欄で、謂ふことができます。

「評価倍率表」
路線価が定められていない宅地や、田・畠・山林・牧場などの評価額を出す場合に用いられる表。国税庁HPのトップ画面から路線価のページを開くと、この評価表と見方も開設でき、地図との区分や評価方式もわかります。税務署で調べられます。

### ●自宅以外の家屋や土地の評価額の出し方

●家屋	賃家	家屋の固定資産税評価額 × 70%
●宅地	自用地（駐車場として更地にしている場合など）	路線価 × 宅地面積 または 固定資産税評価額 × 評価倍率（42ページ参照）
	貸地	自用地の評価額 × (1 - 借地権割合)
	賃家建付地	自用地の評価額 × (1 - 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)
	農地	以下の4つに区分され、当てはまる区分の式で算出 ①純農地 _____ 固定資産税評価額 × 倍率 ②中間農地 _____ ③市街地周辺農地 _____ ④の評価額 × 80% ④市街地農地 _____ 宅地比準方式または倍率方式で評価する 宅地比準方式…（宅地とみなした場合の1mあたりの価格 - 1mあたりの造成費） × 農地地積（m <sup>2</sup> ）
	山林	以下の3つに区分され、当てはまる区分の式で算出 ①純山林 _____ 固定資産税評価額 × 倍率 ②中間山林 _____ ③市街地山林 _____ 宅地比準方式（農地④参照）または倍率方式で評価する
計算例	賃貸アパートを保有している場合の賃家建付地の評価額の出し方 条件：路線価方式の土地面積180m <sup>2</sup> 、路線価22万円、借地権割合70%、借家権割合30%	これが 賃家建付地の 評価額  自用地の評価額 22万円 × 180m <sup>2</sup> =3960万円 借地権割合 借家権割合 3960万円 × (1 - 0.7 × 0.3) = 3128万4000円

### Specialist Interview

ランドマーク税理士法人  
代表税理士  
清田幸弘氏

土地の評価の仕方次第で相続税額が変わることも!

#### ここで Point!

- ✓ 土地は使用目的や地域、区分で評価額の出し方が異なる
- ✓ 賃家や貸地、賃家建付地の評価は自宅や更地よりも低くなる
- ✓ 土地の評価額は毎年変わるので定期的にチェックするといい

土地の評価額は路線価方式で倍率方式で算出しますが、減額特例が認められるのは、評価額は下がります。最も評価額が変わるのは「広大地」。広大地とは、その地域の標準的な宅地によって著しく広い土地のこと。このような土地を広域的に利用する際は、道路や公園などを設けなければならず、評価額が3分の1近くまで下がることもあります。市街化調整区域の土地や、基本的には建物を建てることができないので、周辺の利用実態によっては大きく評価を下げる事となります。このように、利用に制限がかかるらうな二等地、不整地や段差のある土地、周辺の環境が良くない土地などは相続税評価額が下がる可能性があります。また、裏地には「農地等の新規賦税」という制度があり、農地を相続して引き継ぎ農業を営む場合、その土地の相続税の納稅が猶予されます。

## 【事務所概要】

東京地方税理士会・横浜中央支部 税理士法人番号：第1606号

スタッフ数：59名（2013年1月1日現在）

《資格者一覧》税理士7名、酒問税理士6名、顧問弁護士2名、賃貸不動産鑑定士3名、

顧問司法書士1名、社会保険労務士2名、行政書士2名、税理士科目合格者12名、

宅地建物取引主任者10名、ファイナンシャルプランナー7名、中小企業診断士2名

「相続対策 10万円パック」  
で気軽に相談!

「相続対策 10万円パック」で気軽に相談! などとある。内容は、相続税の計算と提案、二次相続対策の検討などである。

「相続」に関する  
定期セミナーを行っています

ランドマーク税理士法人では、「相続」をテーマにした定期セミナーを開催しています。次回は3月の予定で、「相続大連携案はどうなったのか?」「平成25年度税制改正緊急対策セミナー」。場所は、本店がある横浜ランドマークタワーと支店がある東京・丸の内の三箇所です。詳しくは、ホームページのセミナー専用情報でご確認、お申込みください。

「丸の内相続大連携」という専門  
ランドマーク税理士法人では、  
「相続対策 10万円パック」  
で気軽に相談!  
「相続」に関する定期セミナーを行っています  
などとある。

## 清田幸弘さん著の出版物のご紹介



## ランドマーク税理士法人

〒220-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1

横浜ランドマークタワー37階

電話 0120-48-7271 HP <http://www.zeirisi.co.jp/>

専門事務所  
相続に関する  
土地評価ノウハウを提供した

農家の相続問題への取り組みがさきかけ  
横浜市の農家の長男として生れた  
日々の当たりにして育ってきたのが、  
現在、ランドマーク税理士法人の  
代表を務める清田幸弘さんです。



代表税理士  
**清田幸弘**

せいた ゆきひろ：神奈川県横浜市の農家の長男として生まれる。明治大学卒業、農協、会計事務所に勤務後、1997年に清田幸弘税理士事務所を設立。その後、現在の社名に変更。

ランドマーク税理士法人の  
相続対策メニュー

## Step1 まずは現状を知ろう!

相続の可能性がある資産をリストアップし、相続税を試算してみる。評価額は毎年変わらため、定期的な試算がおすすめ。

## Step2 生前対策とは?

相続税の額がつかったら、生前贈与、遺言書の作成、不動産の有効活用など、生前にこれに対する対策を考えていく。

## Step3 相続が発生したら…

相続税の申告、納税を行なう。申告実績が950件超あるため、豊富なノウハウで確実に手続きを実行。

## Step4 相続税申告が終わっても…

相続税の半期用限後5年以内は、申告内容を見直すことができる。申告内容によっては、見直しで税金が戻ることもある。

特にポイントに  
相続は土地の評価が  
特にポイントに

相続税は不動産、なかでも土地の評価の仕方で大きく税額が違つてきます。自分も農家で生まれ育ったので、土地に対する思い入れはよく理解できるんです。だから、安易に売ったり、無責任に土地活用をすすめる業者からお客様を救いたかった。本当にお客様のためになるかどうかが第一、徹底したお客様日報で相続対策を行なっています」（代表税理士 清田幸弘）。

「土地をそのまま持っているよりも、賃貸住宅を建てたほうが節税になりますが、相続税がたいしてかかりない場合にも1億円の借り入れをして賃貸物件を建てているミスマッチな事例も絶えません（清田さん）。ほかの税理士も事業者から相続対策の提案を受けているが、それが適切かどうかを判断して欲しいという、セカンドオピニオンのご依頼を受けることも可能ですね。

申告後も5年間は  
更正の請求が可能

「土地の評価に関しては、絶対に通るものと通らないものはほつきりしているのですが、その間のグレーゾーンの範囲が非常に広いのです。  
そこで、現地調査をして、不動産鑑定士などほかの専門家とも連携し、土地の評価額を公表するような書類を用意して申告するのが仕事です。相続財産に多くの土地が含まれる場合は、土地評価についてのノウハウを持つ税理士事務所に相談することをおすすめします。納税額がまったく違つてきますが、

（清田さん）  
実績があり、豊富なノウハウもあるため、いろいろな案件にどう対応すればいいか、的確に判断して提案することができるのです。

「土地をそのまま持っているよりも、賃貸住宅を建てたほうが節税になりますが、相続税がたいしてかかりない場合にも1億円の借り入れをして賃貸物件を建てているミスマッチな事例も絶えません（清田さん）。ほかの税理士も事業者から相続対策の提案を受けているが、それが適切かどうかを判断して欲しいという、セカンドオピニオンのご依頼を受けることも可能ですね。

また、相続税は、申告期限から5年以内なら、更正の請求（申告の見直し請求）を行なうことができます。「特に相続税は相当する税理士によって大きく変わつてしまつた。当社で見直した結果、なんめた相続税が1億7000万円還付されるような事例もありました。これは放つておいたら戻つてこなかつたお金」すでに申告が終わっていても、土地の評価で納得がいかない場合などは、ぜひ、ご相談ください」（清田さん）。

（左）「都市農家さん! 一冊さん! その税金は払い過ぎ!」（右）「古山さん! 土地所有者の方の相続対策これまでが現」（中）「11人の解決! 門溝相続のセミナー」（これらは新規）、相続に関する問題意識から、実際の解決事例まで、（左）平成24年度「都市農家・地主の税金ガイド」（税理士会出版局）。土地を所有する方が知つておきたい収益性を考慮したガイドブック。